

「保険金の手続きをサポートする」と 勧誘する住宅修理に注意!!

「火災保険などの損害保険を使って負担なく住宅修理ができる」「保険金が出るようサポートする」など、住宅修理サービスに関する相談が、特に高齢者を中心に寄せられています。訪問販売や電話勧誘販売などで、このような勧誘を受けてもすぐに契約を決めず士別地区広域消費生活センター（23-3820）にご相談ください。

【事例1】70歳代 女性 士別市

外仕事をしていると「この付近の雪害住宅を見回りにしているが、お宅の壁が複数へこんでいる」と男性から声をかけられた。「この付近は豪雪地域だから気にはしていない」と答えたところ、住宅周り数カ所を指さし、「これはひどい。損害保険で負担なく修理が出来る。家の中で説明したい」と言われた。

自宅に入ると、損害保険証書を見せるよう言われ、「これは保証される。当社で見積もりを作成する」と契約を勧められ書面にサインした。書面には、保険金が支給された場合、手数料50%を成功報酬とあり、保険会社に連絡すると「あやしい話ではないか」と言われた。

【事例2】40歳代 女性 士別市

訪問してきた事業者から「住宅壁の雪害を、火災保険を利用して修理しないか。」と勧誘され、負担なく工事ができ保険の手続きサポートがあればと思い申請書に署名捺印した。即事業者から自身が加入している保険会社に電話で補償を申し出た。後日、保険会社から電話があり「火災が主な保険のため認められる保険金は20万円。工事費が60万円だと40万は自身で負担することとなる」と言われた。

申請書には「入金後、工事を行わない場合は入金額40%請求する」とあり、工事代金の不足分や事業者への違約金が用意できず解約したい。

【ひとこと助言】

- 自然災害による住宅修理について「保険金を使える」と勧誘されても、損害保険金がいかにいくら支払われるのか、そもそも保険金が支払われるかどうか分かりません。まずは、自身が加入している保険契約の内容を確認し、契約している保険会社に相談しましょう。
- 住宅修理とは別に、保険金を請求する手続きサポートをするという契約をさせられ、その手数料を請求される場合がありますが、保険金の手続きの手数料は、損害保険の補償対象とはなりません。訪問販売や電話勧誘の場合、契約日を含め8日以内は無条件で解約できるクーリング・オフ制度が適用されます。
- 本当に負担なく必要な修理ができるのか分かりませんので、その場ですぐ契約せず修理の必要性や契約内容を十分に確認しましょう。
- トラブルが生じた場合、下記消費生活センターにご相談ください。

消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
直通電話 ●午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

